

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年十月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月二十七日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 澤 隆

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 行田市停車場酒巻線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>地先まで 同市大字馬見塚字小洗一〇番四</p>	<p>行田市大字和田字北屋敷二七四 番一地从から</p>	<p>区 間</p>
<p>二〇・〇〇〇 二四・〇〇〇</p>	<p>一六・〇〇〇 一六・〇〇〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
	<p>一二二・九〇</p>	<p>延長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p>